

# 平成31年度（平成30年中の所得分） 市県民税申告のお知らせ

## ◇申告書の郵送について

平成30年度の課税状況などを参考に、申告が必要と思われる人に「平成31年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書（以下…市県民税申告書）」を郵送します。

※平成30年度の課税状況などを参考にしているため、ご自宅に市県民税申告書の郵送がない人でも申告が必要な場合があります。下記事項を参考に該当する人は申告を行ってください。



## ◇市県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在、うきは市に住所を有する人で、次に該当する人

- ① 営業・農業・不動産・配当・雑・一時・譲渡などの収入がある人で、所得税の確定申告が不要な人
- ② 給与所得者（パート・アルバイト等の収入を含む）で
  - ◆ 勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない人
  - ◆ 給与以外の所得が20万円以下の人（給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要となります。）
- ③ 2か所以上の事業所から給与を受けている人
- ◆ 年途中で就職、退職した人で年末調整をしていない人

③ 平成30年中に収入がなく、同居の家族の扶養親族になっていない人（「所得がない」という内容で申告していただく必要があります。）

④ 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみの人

※ただし、下記に該当する人は申告を行う必要がありません。

- ① 所得税の確定申告を行う人
- ② 平成30年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されている人
- ③ 平成30年中の所得が公的年金等のみで、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄付金控除等の控除がない人

## 市県民税の申告は忘れずに

申告をしていないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園申請などに必要な所得（非課税）証明書等の発行ができない場合や、国民健康保険税等の算定及び軽減措置が受けられない場合があります。

## ◇申告に必要なもの

1. 平成31年度市県民税申告書
2. 印鑑

## 3. 所得の計算に必要な書類

- ① 給与・年金所得者  
源泉徴収票、給与明細書または事業主の支払証明書
- ② 給与・年金所得者以外  
営業、農業、不動産所得の人は収支内訳書

## 4. 所得控除を受けられる場合は、それらの支払証明書、領収書等

## ◇申告書の提出

### 1. 提出先

◆ うきは市役所税務課住民税係

〒839-1393

うきは市吉井町新治316番地

◆ 浮羽市民課（うきは市民センター2階）

〒839-1497

うきは市浮羽町朝田582番地1

### 2. 提出期限

平成31年3月15日（金）まで

## ●問合せ

税務課 住民税係

TEL 7554977

# 税の申告が始まります



## ☆所得稅確定申告

- ◇日時 2月18日(月)～3月14日(木) 9時～16時(土日を除く)
- ◇会場 うきは市役所 3階 大会議室  
(うきは市吉井町新治 316番地)

## 注意事項

- ①青色申告・消費稅については、本会場での受付はできません。
  - ②申告の内容によっては、本会場で受付できないことがあります。  
(例：山林・讓渡・配当・住宅借入金特別控除 など)
- ※久留米稅務署では3月15日(金)まで所得稅の確定申告受付を行います。
- ★久留米稅務署では現在、所得稅の還付を受ける申告を受付中です。

## ☆市・県民稅申告

- ◇日時 2月18日(月)～3月15日(金) 9時～16時(土日を除く)
- ◇会場 うきは市役所 3階 大会議室  
(うきは市吉井町新治 316番地)

※3月15日(金)は会場が市役所1階 稅務課窓口前 101会議室となります。

●問合せ 稅務課 住民稅係 TEL75-4977

## 後期高齢者医療保險料の 納付証明書を発送します

後期高齢者医療保險料について、所得稅・市県民稅の申告の際に社会保險料控除として申告することができます。申告の際に必要な納付証明書(申告用)を1月下旬にご自宅へ郵送します。

### ◇郵送する方

平成30年中の保險料を納付書または口座振替で納付いただいた方(普通徴収)

※年金天引きのみの方は、平成30年分公的年金等の源泉徴収票に記載されていますので、郵送しません。

なお、年金天引きのみの方または普通徴収の方で1月下旬よりも早く納付証明書が必要な方は、うきは市役所1階2番窓口で随時発行します。

### ◇窓口発行に必要なもの

必要な方の保險証

※同一世帯の方が代理で来られる場合は、窓口に来られる方の身分証明書(免許証等)

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 TEL75-4973

## 人権擁護委員は、あなたの街の 相談パートナーです

あなたの悩みを人権擁護委員に  
相談してみませんか？

あなたの街の身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

### うきは市特設人権相談所開設予定

### ◇会場及び相談日

- ◆うきは市総合福祉センター  
9時～15時(毎月第2・3・4火曜日)
- ◆うきは市民センター  
9時～15時(毎月第1・2・3金曜日)

### ●問合せ先

- ・人権・同和対策室 人権・同和対策係 TEL75-4984
- ・福岡法務局久留米支局 久留米人権擁護委員協議会  
TEL0942-39-2121